

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年5月28日
発信課 担当者	市営住宅課 樽井 里美, 杉本 英二
連絡先	電話 0166-25-8510
	FAX 0166-24-7009
	E-mail jyutaku@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	5月28日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	市営住宅使用料納付書の誤送付及び使用料の重複徴収について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	別紙のとおり
添付資料	有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

令和元年5月28日
建築部市営住宅課

市営住宅使用料納付書の誤送付及び使用料の重複徴収について

1 概要

4月分納付書の再発行手続きに際し、既に納付書を送付済みだった3月分の引き落としができなかった口座振替対象者リストが混在し、誤って105世帯に4月分の納付書を送付したため、17世帯から4月分使用料の、口座引き落としと納付書納付による重複徴収していることが判明した。

2 発覚日

令和元年5月16日（入居者からの問合せにより発覚）

3 誤徴収（重複徴収）金額

総額 275,800円（最大 22,300円, 最小 10,000円）

4 誤徴収に至った理由

本件の作業については、職員の確認不足により、送付対象ではないリストが混在したまま、納付書を再発行し送付した事務的ミスによるものである。

5 対応

- ・令和元年5月16日～ : 重複徴収者の確認及び納付書の回収
- ・令和元年5月20日～ : 重複収者へのお詫び
- ・令和元年5月27日 : 誤徴収金（重複徴収分）を還付

6 再発防止

納付書で納付する入居者と口座振替による入居者のリストは別々に管理し、紛失等により再発行する納付書や、当月分の口座振替ができなかった方に対し、送付する納付書については、複数の職員によるチェック体制を徹底し、再発防止に努める。